

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	地域路線網（阪神高速道路・阪神圏）		157				
路線名	兵庫県道高速湾岸線	道路名	5号湾岸線	道路の種類	兵庫県道	道路管理者	兵庫県知事、神戸市長
保有・貸付概要	延長		14.3	キロメートル	区間	神戸市東灘区向洋町東 から	
		うち供用延長	14.3	キロメートル		尼崎市東海岸町 まで	
		うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	芦屋市、西宮市	
			0.0	キロメートル			
	貸付先	阪神高速道路（株）					
貸付期間	令和5年3月31日まで						
供用開始の区間及び年月日	府県界～六甲アイランド北（H6.4.2）、垂水JCT～柳谷JCT（H10.4.5）、天保山入路（H4.11.5）、天保山出路（H5.4.15）、魚崎浜（大阪）出路（H7.4.10）、魚崎浜（大阪）入路（H7.11.7）、魚崎浜（神戸）出入路（H9.5.2）、住吉浜入路及び連絡線（H9.12.15）						
サービスエリア及びパーキングエリア	-						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。